

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

## 空き家情報バンクの登録物件をサポートしていただいた不動産業者へ

「空き家情報バンク」に登録された物件をサポートしていただき売買・賃貸借契約が締結された場合、不動産業者に対し「空き家活用サポート補助金」を交付することができます。

# 空き家活用サポート補助金

### 目的

空き家の適正な管理・活用の促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 対象者

空き家情報バンクに登録された物件をサポートされた不動産業者  
 （公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会  
 広島県本部の会員であること）

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

※1 物件につき 1 回まで

項目	区分	金額
空き家活用サポート補助金	売買	10万円
	賃貸借	5万円

### 必要書類

売買・賃貸借契約の締結から3か月以内に交付申請が必要です。

- 1 安芸高田市空き家活用サポート補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- 3 不動産業者であることを証明する写し
- 4 媒介契約書の写し

※交付決定後、実績報告書・請求書の提出が必要です。

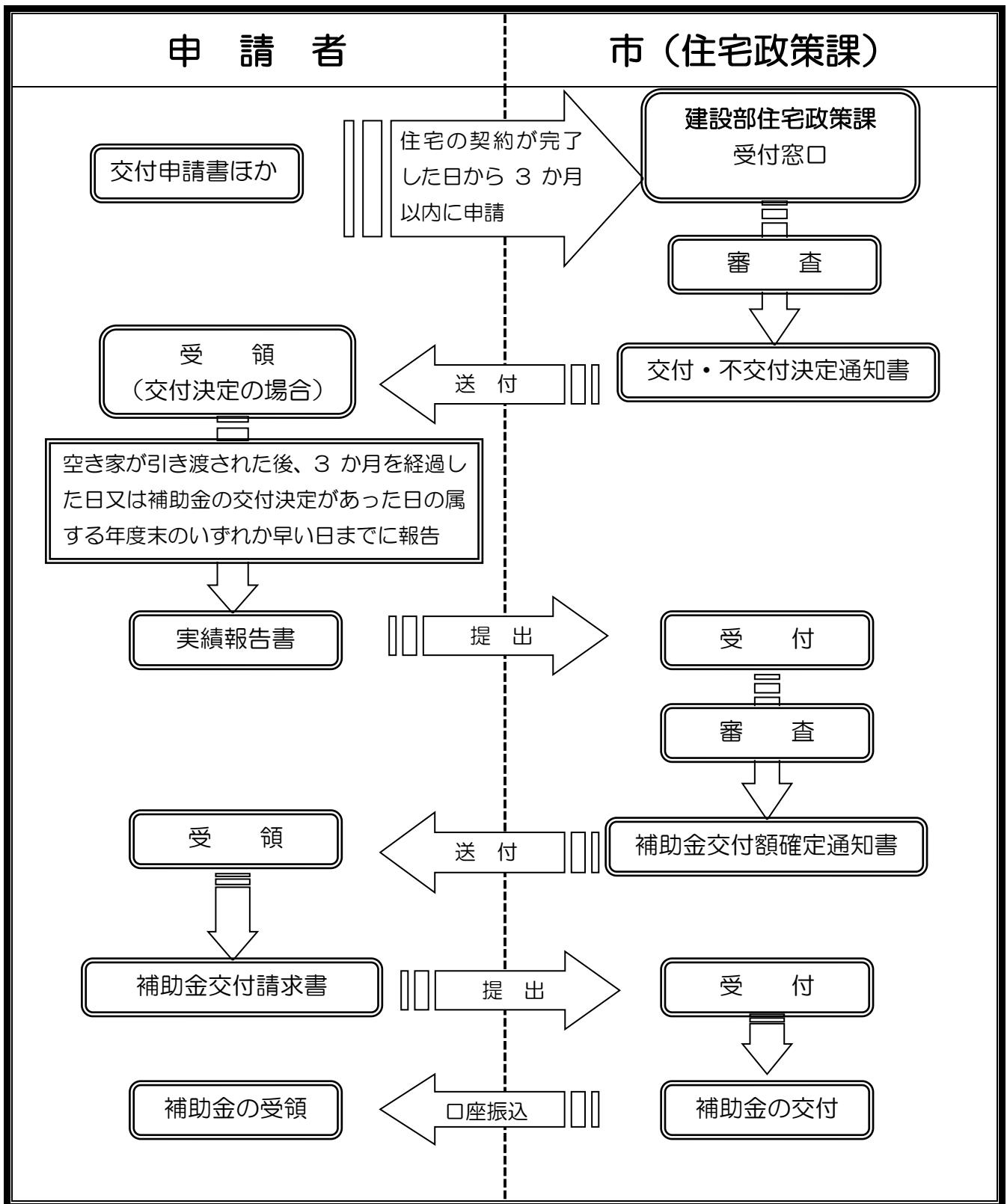
### 申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

# 安芸高田市空き家活用サポート補助金申請の手続きの流れ



## 申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市空き家活用サポート補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

## 実績報告

補助決定者は、補助対象住宅が引き渡された後、3 か月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課に提出してください。

- 1 安芸高田市空き家活用サポート補助金実績報告書（様式第6号）

## 補助金の請求

補助金の額が確定した方は、安芸高田市空き家活用サポート補助金交付請求書（様式第8号）を安芸高田市建設部住宅政策課に提出してください。  
請求書が提出された後、補助金を交付します。

## （注）補助金の返還

以下の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき
- 2 補助金の使途が不相当と認められたとき